

海外療養費請求について

1. 書類送付先

各所属機関を経由し、公立学校共済組合へ提出ください。

2. 問い合わせ先

〒400-8504

山梨県甲府市丸の内1-6-1

山梨県教育庁福利給与課内 公立学校共済組合山梨支部

福利給付担当宛

TEL：055-223-1745

FAX：055-223-1748

Email：fukuri19@kouritu.or.jp

3. 提出書類

海外医療機関を受診する際、必ず別添様式A～Cを現地医療機関に提出のうえ作成ください。

【医療機関へ作成依頼する書類】

医科診療 … 様式A および 様式B

歯科診療 … 様式C および 様式B

① 療養費・家族療養費請求書

※ 請求書は 受診者、各月、医療機関（医科、歯科）、入院・外来 ごと作成が必要です。

例、同じ月に歯科と医科を受診 …… 請求書2枚作成

10月31日と11月1日に歯科を受診 …… 請求書2枚作成

また、療養に要した費用は現地で支払った通貨単位のまま記入ください。

② 診療内容明細書【原本】（様式A：医科分または様式C：歯科分）

②-1 診療内容明細書の邦訳 *正確に訳せる場合は、組合員本人が訳していただいて結構です。

※様式Aの場合、邦訳は項目2「傷病名及び健康保険用国際疾病分類番号（傷病名が疾病分類番号に該当しない場合、番号は未記入としてください。）、6「症状の概要（医師に確認して翻訳ください。）」、7「処方、手術その他の処方の概要（医師に確認して翻訳ください。）」が必須です。様式Cの場合、邦訳は対応した項目を記入ください。

様式AまたはCが完全に日本語で作成された場合、邦訳は不要となりますが、様式（2ページ目の扱い）として提出時に必ず添付してください。

③ 領収明細書【原本】（様式B）

③-1 領収明細書の邦訳 *正確に訳せる場合は、組合員本人が訳していただいて結構です。

※様式Bの場合、邦訳は項目10「諸検査費の内訳（諸検査の内容）（医師に確認して翻訳ください。）」11「医薬費の内訳（薬の名称、量）（医師に確認して翻訳ください。）」15「特記事項（特になければ未記入で可）」が必須となります。②と同様に、様式Bが完全に日本語で作成された場合、邦訳は不要となりますが、様式（2ページ目の扱い）として提出時に必ず添付ください。

(3. 提出書類の続き)

- ④ 調査に関わる同意書（別紙）
- ⑤ 旅券・航空券などの海外に渡航した事実が確認できる書類の写し
(旅券面および入国スタンプ、ビザ等。請求に関わらない項目は隠蔽して問題ありません。)
- ⑥ 領収書等【原本】

※提出前に各提出書類の署名・押印欄の記載漏れをご確認ください。

留意事項

- 審査・算定手続きには従来の支部対応に加え、3ヶ月程度の時間を要します。ご承知おき下さい。
 - 請求書には所属所機関の長の公印が必要となります。所属機関の事務を通して手続きください。
 - 書類作成、送付等に要した費用は支給対象外です。
 - 診療を受けてから療養費の請求時効
費用を支払った日（領収書の日付）から2年となります。
 - 請求できない療養費について
 - 保険対象とならない医療行為等の場合
健康診断や、美容整形、文書料等、国内で健康保険の対象とならないものは支給対象外です。
 - 治療を目的として海外へ行った場合
海外療養費を請求できるのは、在外派遣等、やむを得ず健康保険証を使用できなかった場合に限られます。治療を受けるために国外へ行った場合は支給できません。
-

4. 海外療養費として給付される金額について

海外療養費は、海外において支払った費用がそのまま支給されるわけではありません。海外の医療費は日本に比べて高額になる場合があるため、「海外療養費」として支給される額は、実際の支払額と比べて少なくなることがあります。